

平成30年度の在宅医療関連施策について

資料3

- 平成30年度予算の考え方について
- 【1 在宅医療・介護連携に取り組む市町村への支援】  
広域での在宅医療連携拠点の設置促進や、保健所を中心とした広域連携体制の構築支援など、市町村に対する側面支援を強化します。
  - 【2 在宅医療の体制整備】  
市町村への側面支援や県医師会の「在宅医療支援センター」の活動の支援等を通じ、地域の在宅医療連携体制構築を進めます。
  - 【3 人材育成】  
地域の実情に応じた在宅医療に関する人材の養成を継続して実施するほか、小児在宅医療や人生の最終段階における意思決定支援の研修等の専門的な研修を実施します。
  - 【4 在宅医療の普及啓発】  
介護施設等や地域住民等への在宅医療及び看取りに関する研修講座等を実施し、在宅医療及び看取りの理解促進を目指します。

医療政策室所管分

No.	事業名称	事業概要	予算額（千円）			市町村 支援	体制 整備	人材 育成	普及 啓発	見直しポイント・考え方
			H30	H29	増減					
1	在宅医療推進事業									
①	広域型在宅医療連携拠点運営支援事業(★)	複数の市町村を事業区域とする在宅医療連携拠点を設置する場合の経費の一部を補助する。 事業期間：平成30年～平成32年 補助対象者：市町村、NPO等 補助要件：下記のいずれかに該当する場合 ① 複数の市町村を事業区域とする在宅医療連携拠点を設置する場合 ② 既存の在宅医療連携拠点の事業実施区域を、複数の市町村を含む事業実施区域に拡大する場合 補助基準額：4,657千円×4圏域 （初年度：定額、2年目：2/3、3年目：1/3） 補助対象経費：在宅医療連携拠点設置に係るコーディネーター等の人件費、相談支援等の活動に係る事務経費、光熱費等の管理費等	18,628	18,828	△200	○	○		○事業期間を平成32年まで3年間延長します。 ○対象経費を在宅医療連携拠点の設置に係る「人件費」のみから「人件費を含む在宅医療連携拠点の運営に係る事務経費等」に拡充します。 ○特に、在宅医療・介護連携推進事業のうち、市町村単独での取組が難しいと思われる「（才）在宅医療・介護連携に関する相談支援窓口の設置」等の取組について広域での取組みを促します。	
②	在宅医療介護連携圏域会議事業(★)	保健所が実施する、広域の在宅医療・介護連携に資する会議や研修、市町村への側面支援等の取組について予算を措置し、広域的な在宅医療・介護連携の体制構築等を推進する。	2,132	1,761	371	○		○	○広域での在宅医療・介護連携の取組みに要する経費の他、市町村の連絡調整の会議等を設置する場合の経費等を措置します。 ○国の開催する在宅医療・介護連携の研修に保健所職員を派遣するなど、保健所の機能強化を図ります。	

注：★は医療介護総合確保基金を活用した事業であり、国の予算内示の状況等においては、予算額が変更となる可能性があること。

No.	事業名称	事業概要	予算額（千円）			市町村 支援	体制 整備	人材 育成	普及 啓発	見直しポイント・考え方
			H30	H29	増減					
1 在宅医療推進事業										
③	新人等訪問看護師人材育成プログラム作成事業【新規】(★)	新人の訪問看護師を雇用し体系的に育成するためのプログラムを作成する。 【委託先（想定）】：県看護協会 【委託内容（案）】： ○訪問看護に関する課題の検討の場等の開催 ○訪問看護事業所の実態調査 ○新人訪問看護師等人材プログラム（仮称）作成	1,345	0	皆増			○		○日本看護協会等が作成している総論的な人材育成プログラム等を活用し、岩手県版の人材育成プログラムを作成します。 ○新人看護職員研修事業の補助拡充と合わせ、訪問看護師の確保対策を強化します。
④	市町村在宅医療連携体制支援事業【廃止】	市町村等が実施する在宅医療・介護連携等に関する会議・研修等の場に訪問看護師を派遣し助言等を実施する。	0	2,855	皆減					○市町村への派遣実績が2年間で7件と低調であることから、廃止とします。
2 在宅医療支援体制事業										
⑤	在宅医療支援体制事業(★)	県医師会の設置する「在宅医療支援センター」の運営及び事業に係る経費を措置する。 【内容】 ○「県医師会在宅医療支援委員会」の開催 ○「在宅医療に取り組む医師の負担軽減を目的としたモデル事業」の実施のための在宅医療支援センター「奥州ブランチ」の設置・運営 ○在宅医療人材育成研修等の実施 ○郡市医師会等に対する在宅医療人材育成研修等の企画支援	16,866	16,693	173		○			○胆江地域で実施する「在宅医療に取り組む医師の負担軽減のためのモデル事業」に要する経費を新規で計上します。
3 在宅医療人材育成基盤事業										
⑥	在宅医療推進協議会(★)	県の在宅医療推進のための方策等を検討するための会議を開催する。	300	300	0		○			○引き続き、本協議会を開催し、在宅医療の体制整備の検討等を進めます。
⑦	在宅医療人材育成研修事業(★)	○各専門職等や、行政職員の知識・技術習得等の向上を目的とした研修を実施する。  <医療従事者向け> ①医師向け：13郡市医師会 ②歯科医師向け：県歯科医師会 ③薬剤師向け：県薬剤師会 ④訪問看護師向け：県訪問看護ステーション協議会  <介護関係者向け> ⑤介護支援専門員向け：県介護支援専門員協会 ⑥【新規】介護施設職員（看護職員・管理者等）向け  <国派遣研修の伝達研修等> 国の開催する各専門研修等の参加者等による伝達研修を実施。 ⑦【新規】小児在宅医療研修 ⑧【新規】人生の最終段階における意思決定支援研修  <行政・地域住民等向け> ⑨市町村職員向け：これまでの在宅医療の基礎的な知識習得の研修の他、在宅医療・介護連携の具体的な手法等を学ぶ研修等を検討 ⑩【新規】地域住民向け：在宅療養、看取り等の普及啓発を図る公開講座等を開催。	10,259	9,459	800	○	○	○		○医療従事者向けの研修については、地域の実情を踏まえながら、継続して実施します。  ○介護関係者向けの研修については、介護支援専門員向けの研修を継続して開催する他、看取り等の体制整備に向けた介護施設職員向けの研修を開催します。  ○新たに、医師や看護師、施設職員等を対象に、全国的な課題となっている小児在宅医療、「人生の最終段階における意思決定支援」等に関する研修を実施します。

注：★は医療介護総合確保基金を活用した事業であり、国の予算内示の状況等においては、予算額が変更となる可能性があること。

No.	事業名称	事業概要	予算額（千円）			市町村 支援	体制 整備	人材 育成	普及 啓発	見直しポイント・考え方
			H30	H29	増減					
4 在宅歯科医療関係事業（地域医療推進担当所管事業）										
⑧	在宅歯科医療連携事業 （★）	岩手県歯科医師会に「在宅歯科医療連携室」を設置し、在宅歯科医療の実施診療所等の紹介に関する業務や、在宅歯科医療機器の貸出に関する業務を実施することで、歯科と医科・介護等の他分野との連携体制の構築を図る。	3,235	3,574	△ 339		○		○	○引き続き、県歯科医師会が取り組む「在宅歯科医療連携室」の取組について支援していきます。
⑨	在宅歯科医療研修事業 （★）	在宅歯科医療及び口腔ケア等のプロフェッショナルケアについての専門性を持つ歯科医師を養成するための研修及び当該研修の実行委員会の設置に係る経費の一部を補助する	534	534	0			○		○引き続き、H29年度と同様に在宅歯科診療に関する研修に取り組みます。 ○なお、本事業による研修の受講が在宅歯科診療設備整備費補助金の要件となっています。
⑩	在宅歯科診療設備整備費補助（★）	歯科診療所に在宅歯科訪問診療を行うために必要な医療機器等を整備する場合の経費の一部を補助 補助要件：在宅歯科医療研修を修了した歯科医師が勤務する診療所 補助基準額：3,638千円（補助率2/3）	24,250	24,250	0		○			○H29年度と同様、歯科診療所が在宅歯科訪問診療を行うための機器整備を支援します。また、整備が十分に進んでいない圏域を優先して配分します。
5 訪問看護関係事業（医務担当所管事業）										
⑪	新人看護職員研修事業 （★）	医療機関が実施する新人看護職員研修に係る経費の一部を補助する。 ＜訪問看護師1名を雇用する場合＞ H29：補助基準額：440千円（補助率1/2） ↓ H30：補助基準額：801千円（補助率1/2）	16,070 の内数	15,093 の内数			○	○		○新人訪問看護師を雇用した場合の「研修経費の加算」及び「担当者経費の算定要件の緩和」を実施し、補助基準額を増額します。
⑫	看護職員確保対策費 （訪問看護ステーションと 医療機関との相互研修） （★）	訪問看護ステーションと医療機関との相互研修を実施し、双方の理解促進及び技術習得等を図る。	395	521	△ 126			○		○引き続き、訪問看護ステーションと医療機関の相互理解の促進に向けて、研修を実施します。

注：★は医療介護総合確保基金を活用した事業であり、国の予算内示の状況等においては、予算額が変更となる可能性があること。

参考：他課が所管する在宅医療関連事業

No.	事業名称	事業概要	予算額（千円）			市町村 支援	体制 整備	人材 育成	普及 啓発	見直しポイント・考え方
			H30	H29	増減					
1 長寿社会課所管分										
⑬	地域包括ケアシステム 基盤確立事業（一部★）	地域包括ケアシステムの構築に向けた新たな制度の円滑な実施と安定的な運営を確保するため、関係団体と連携を図りながら市町村等への支援を行う。（入退院調整支援ガイドラインのフォローアップ等）	20,279 の内数	20,667 の内数		○	○	○		○引き続き、地域包括ケアの構築に向けた市町村の取り組み等を支援していきます。
⑭	介護職員等医療的ケア 研修事業（★）	介護職員への医療行為（たん吸引や経管栄養のうちの一定の行為）の解禁を踏まえ、医療的ケアが必要な高齢者等が入所する施設等の職員を対象に研修を行う。	16,864	22,186	△ 5,322			○		○医療的ケアが可能な介護職員を増やすため、継続して事業を実施します。（H29予算からの減額となっていますが、受講料等の取扱いを整理したものであり、H29と同様の研修を実施するものです。）
2 健康国保課所管分										
⑮	薬局等健康情報拠点推 進事業 （多職種連携による在 宅における薬学的管理 推進事業）	市町村の地域包括支援センター等と連携を図りながら薬学管理に問題があると思われる患者に対し、薬剤師、保健師、介護支援専門員等が同行訪問を行うことにより、在宅患者への薬学的管理・服薬指導を実施し、在宅患者の薬に対する理解を深める。	3,865	4,345	△ 480		○	○	○	○訪問薬剤指導の体制整備、普及啓発等の取り組みについて、引き続き、県薬剤師会の協力のもと取り組みます。
3 障がい保健福祉課所管分										
⑯	在宅超重症児（者）等短 期入所受入体制支援事 業	県内に所在する短期入所事業所のうち、県知事が認める事業所において、市町村が短期入所を利用した日数に応じて定める障害者総合支援法で定める介護給付費に上乗せして介護給付費を給付する事業に対して補助する。	5,386	4,375	1,011		○			○平成29年度下半期から事業を開始したところであり、今後、事業を実施する市町村が増加していくことを見込み増額としています。
⑰	在宅超重症児（者）等短 期入所事業所機器整備 費補助	市町村が県内に所在する短期入所事業所のうち、県知事が認める事業所を設置する法人に対し、受入体制整備に必要な機器等の購入費を補助する。	7,400	3,700	3,700		○			○平成29年度から事業を開始したところであり、今後、対象となる事業所が増加することを見込み、増額としています。
⑱	重症心身障がい・発達 障がい支援者育成事業 （看護職員等向け）（★）	訪問看護ステーション等の看護職員等に対して、重症心身障がい児・者の健康状態を的確に把握し、適切な看護を行う技能を身につけるための研修を行う。	10,310 の内数	15,135 の内数				○		○平成27年度から3年間かけて、全ての医療圏において人材育成研修を開催したところですが、平成30年度においても継続的に人材育成を行っていく必要があることから、継続して実施します。

注：★は医療介護総合確保基金を活用した事業であり、国の予算内示の状況等においては、予算額が変更となる可能性があること。